

沖縄県対処方針を踏まえた「活動指針ステップ①」における課外活動について

● 活動指針ステップ①による活動「本学学生のみが学内で活動する。」による活動とし、特措法に基づく緊急事態措置に係る「沖縄県対処方針」等を踏まえた活動内容とした。

1 課外活動について、基本的には自粛とする。但し、活動を行う場合は、学生課に届出た上で以下の点に留意して活動を行う事とする。

- ① 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の小人数（2～3人程度）での活動を実施する際は、十分な距離を空けて行うこと。
- ② 部活休憩時、終了後のマスクの着用、三密の回避、活動後速やかに帰宅を徹底すること。
- ③ 活動時間は1団体1日1回90分以内とする。（早朝練習は行わない）
- ④ 土日等の活動については、必要最小限の人数で1団体1日1回2時間以内とする。
- ⑤ 外出自粛の要請を受け夜8時までの活動とする。

※前回は、3時間以上にわたる部活動、夜9時頃まで行っている部活動、大勢でマスクも無しに活動している部活動があるとの報告を受けています。

一部の団体ではありますが、このような活動が確認された場合は活動の全面禁止も検討しますので、各団体で情報共有しルールを徹底し遵守すること。

2 大会参加及び遠征にあたって

- ① 大会参加は原則禁止
- ② 地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、実施の必要性について判断すること。
- ③ 学生本人の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- ④ 活動を学生だけに任せるのではなく、部長や監督等（外部コーチ含む）が実施状況を把握できる体制をとること。
- ⑤ 発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合や、健康に不安のある学生（微熱、風症状等）は、参加しないよう徹底すること。
- ⑥ 大会に参加する場合は、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、学生、引率者等の感染拡大防止対策を講じること。

3 沖縄県外での大会参加及び県外遠征について（※大会参加は原則禁止）

- ① 県外への遠征は許可制とする。その際、大会主催者や競技連盟・協会及び参加課外活動団体が「感染拡大防止対策」が十分に講じられていると判断でき、参加課外活動団体の部長・監督などの責任者（学内教職員）が引率する場合に許可する。

4 沖縄県内で開催される大会参加について（※大会参加は原則禁止）

- ① 大会参加は原則禁止とするが、許可制とする。その際、大会主催者や競技連盟・協会及び参加課外活動団体が「感染拡大防止対策」が十分に講じられていると判断でき、参加課外活動団体の部長・監督などの責任者（学内教職員）が引率する場合に許可する。